

## 確認テストchallenge④-Ⅲ(法規)

※令和2年1月1日現在において施行されている法令に基づいて出題しています。

※基準法の大改正に対応させるため法令集は必ず最新版を使用して下さい。

### 問題 1

次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 学校(幼保連携型認定こども園を除く。)、体育館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場は、非常用の照明装置の設置に関する規定における「学校等」に該当する。
2. 電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものを、「プログラム」という。
3. 土地に定着する観覧のための工作物で、屋根を有しないものは、「建築物」に該当しない。
4. 特定都市河川浸水被害対策法第8条並びにこの規定に基づく命令及び条例の規定で、建築物の敷地、構造又は建築設備に係るものは、「建築基準関係規定」に該当する。

### 問題 2

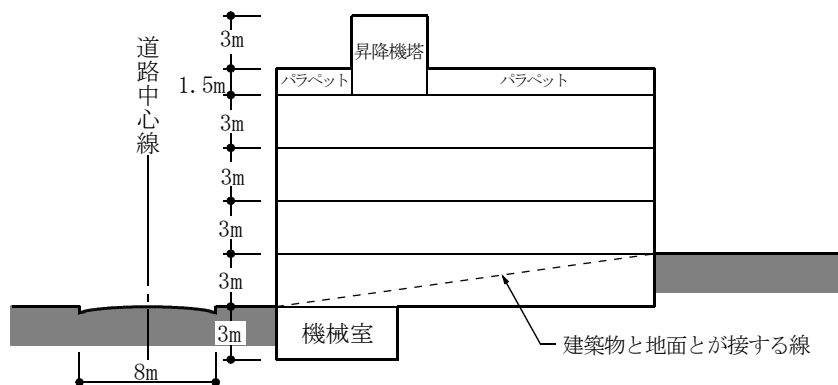
都市計画区域内における次の行為のうち、建築基準法上、**確認済証の交付を受ける必要がない**ものはどれか。ただし、建築等に関する確認済証の交付を受ける必要がない区域の指定はないものとする。

1. 鉄骨造、延べ面積300㎡、平家建ての倉庫の屋根の過半の修繕
2. 共同住宅の新築工事を施工するために設ける鉄骨造、延べ面積200㎡、地上2階建ての仮設の工事管理事務所であって、現場以外の場所に設けるものの新築
3. 鉄骨造、延べ面積100㎡、高さ5m、平家建ての一戸建ての住宅における、鉄骨造、床面積15㎡、平家建ての附属自動車車庫の増築

4. 第一種住居地域内において、鉄筋コンクリート造、延べ面積500㎡、地上2階建ての診療所(患者の収容施設があるもの)、有料老人ホームへの用途変更(大規模の修繕又は大規模の模様替を伴わないもの)

### 問題 3

図のような建築物の高さ又は階数の算定に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。ただし、昇降機塔の屋上部分の水平投影面積は建築面積の $\frac{1}{8}$ とし、最下階の機械室の水平投影面積は建築面積の $\frac{1}{6}$ とする。



1. 階数は5である。
2. 地階を除く階数は3である。
3. 地盤面からの高さは16.5mである。
4. 軒の高さは10.5mである。

#### 問題 4

次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 建築物の建築(床面積30㎡の増築である耐震改修)について、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の規定による耐震改修の計画の認定を所管行政庁である市町村の長に申請する場合にあっては、建築主は、当該建築物の建築をしようとする旨を、当該市町村の長を経由して、都道府県知事に届け出なければならない。
2. 建築主は、確認済証の交付を受けた建築物について、当該建築物の高さが減少する場合における建築物の高さの変更をして、当該建築物を建築しようとする場合は、原則として、あらためて、確認済証の交付を受ける必要はない。
3. 建築主は、特定行政庁が指定する特定工程に係る工事を終えたときは、指定確認検査機関が中間検査を引き受けた場合を除き、原則として、その日から4日以内に建築主事に到達するように、建築主事の検査を申請しなければならない。
4. 建築主は、指定確認検査機関から建築物の用途の変更に係る確認済証の交付を受けた場合にあっては、工事完了届についても、指定確認検査機関に届け出なければならない。

#### 問題 5

次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 非常用の昇降機を設けなければならない建築物に設ける中央管理方式の空気調和設備の制御及び作動状態の監視は、中央管理室において行うことができるものとしなければならない。
2. 住宅の居室で地階に設けるものについては、からぼりに面する所定の開口部を設けた場合においても、居室内の湿度を調節する設備を設けなければならない。
3. 小学校の教室の窓その他の開口部で採光に有効な部分の面積は、原則として、当該教室の開口部ごとの面積に、それぞれ採光補正係数を乗じて得た面積を合計して算定する。

4. 各階の床面積が150㎡の地上3階建ての共同住宅において、幅90cmの回り階段である共用の屋外階段の踏面の寸法は、踏面の狭い方の端から30cmの位置において21cm以上としなければならない。

## 問題 6

防火区画等に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。ただし、避難上の安全の検証は行われていないものとする。

1. 主要構造部を準耐火構造とし、かつ、地階又は3階以上の階に居室を有する建築物においては、階段の部分、ダクトスペースの部分等の<sup>たて</sup>堅穴部分については、当該<sup>たて</sup>堅穴部分以外の部分との防火区画に用いる防火戸は、特定防火設備としなければならない。
2. 共同住宅の11階以上の部分で、当該部分の壁(床面からの高さ1.2m以下の部分を除く。)及び天井の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。)の仕上げ及び下地を準不燃材料とする場合は、原則として、床面積の合計200㎡以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画すれば足りる。
3. 1階及び2階にそれぞれ床面積500㎡以上の物品販売業を営む店舗を有する高層共同住宅においては、当該店舗部分と共同住宅部分とを防火区画しなければならない。
4. 延べ面積が1,000㎡を超える木造の事務所は、原則として、防火上有効な構造の防火壁又は防火床によって床面積の合計1,000㎡以内ごとに有効に区画しなければならない。

## 問題 7

「特殊建築物等の内装」に関する次の記述のうち、建築基準法に**適合しないもの**はどれか。ただし、自動式のスプリンクラー設備等は設けられていないものとし、居室については、内装の「制限を受ける窓その他の開口部を有しない居室」には該当しないものとする。また、「避難上の安全の検証」は行われていないものとする。

1. 地階に設ける集会場の客席及びこれから地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを、準不燃材料とした。
2. 延べ面積1,100㎡、地上2階建ての博物館において、2階にある展示室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを、難燃材料とした。
3. 物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物の用途を変更し、新たに火を使用する調理室を設けた飲食店とする場合に、その調理室の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを、準不燃材料とした。
4. 内装制限を受ける地上2階建ての有料老人ホームにおいて、当該用途に供する居室の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを、難燃材料とした。

## 問題 8

「避難上の安全の検証」に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っているもの**はどれか。ただし、建築物は、主要構造部を耐火構造としたものとする。

1. 階避難安全検証法は、建築物の階からの避難が安全に行われることを検証する方法であり、火災が発生してから避難を開始するまでに要する時間、歩行時間、出口を通過するために要する時間等を計算することとされている。
2. 階避難安全性能を有するものであることが、階避難安全検証法により確かめられた階については、当該階の居室の各部分から避難階又は地上に通ずる直通階段の一に至る歩行距離の制限の規定は適用しない。

3. 全館避難安全検証法とは、火災が発生してから、「在館者のすべてが当該建築物から地上までの避難を終了するまでに要する時間」と、「火災による煙又はガスが避難上支障のある高さまで降下する時間」及び「火災により建築物が倒壊するまでに要する時間」とを比較する検証法である。
4. 全館避難安全性能を有するものであることが、全館避難安全検証法により確かめられた場合であっても、「内装の制限を受ける調理室等」には、原則として、内装の制限の規定が適用される。

## 問題 9

次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。ただし、「避難上の安全の検証」は行われていないものとする。

1. 主要構造部を準耐火構造とした建築物以外の建築物であっても、柱及び梁が不燃材料で、その他の主要構造部が所定の技術的基準に適合するものとし、また、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に所定の防火設備を有するものは、準耐火建築物に該当する。
2. 建築物の高さ31m以下の部分にある3階以上の各階において、道に面する外壁面に、直径1mの円が内接できる窓で、格子その他の屋外からの進入を妨げる構造を有しないものを当該壁面の長さ10mごとに設けている場合には、非常用の進入口を設けなくてもよい。
3. 主要構造部を耐火構造とした地上15階建ての共同住宅において、15階の居室及びこれから地上に通ずる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料とした場合には、15階の居室の各部分から地上に通ずる直通階段のその一に至る歩行距離を60mとすることができる。
4. 主要構造部を耐火構造とした延べ面積が1,000㎡、地上3階建ての病院の病室には、非常用の照明装置を設けなくてもよい。

## 問題 10

次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 排煙設備を設けなければならない建築物(避難上の安全の検証は行われていないもの)において、2以上の防煙区画部分に係る排煙機にあっては、原則として、一の排煙口の開放に伴い自動的に作動し、かつ、1分間に、 $120\text{m}^3$ 以上で、かつ、当該防煙区画部分のうち床面積の最大のもの床面積  $1\text{m}^2$ につき  $2\text{m}^3$ 以上の空気を排出する能力を有するものとしなければならない。
2. 1時間当たりの換気回数が0.5の機械換気設備を設けた事務室の内装の仕上げに、第三種ホルムアルデヒド発散建築材料を用いるときは、当該材料を用いる内装の仕上げの部分の面積の合計に0.15を乗じて得た面積が、当該居室の床面積を超えてはならない。
3. 国土交通大臣は、エレベーターの部分で昇降路及び機械室以外のものの型式について、申請により、型式適合認定を行うことができる。
4. かごを主索で吊るエレベーターにあっては、設置時及び使用時のかご及び主要な支持部分の構造をエレベーター強度検証法により確かめる場合において、かごの昇降によって摩損又は疲労破壊を生ずるおそれのある部分以外の部分は、通常の昇降時の衝撃及び安全装置が作動した場合の衝撃により損傷を生じないことについて確かめなければならない。

## 問題 11

建築物の構造計算に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 建築物の実況によらないで、基礎の垂直荷重による圧縮力を計算する場合、事務室で、基礎のささえる床の数が7のときは、床の積載荷重として採用する数値を $1,300\text{N}/\text{m}^2$ とすることができる。
2. 積雪荷重を計算する場合の積雪の単位荷重は、原則として、積雪量  $1\text{cm}$ ごとに $20\text{N}/\text{m}^2$ 以上としなければならない。
3. 風圧力は、その地方における過去の台風の記録に基づく風害の程度その他の風の性状に応じて国土交通大臣が定める風速に風力係数を乗じて計算しなければならない。

4. 建築物の地上部分の地震力は、当該建築物の各部分の高さに応じ、当該高さの部分が支える部分に作用する全体の地震力として計算しなければならない。

## 問題 1 2

構造強度に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 鉄骨造の建築物で、延べ面積が3,000㎡を超えるもの又は軒の高さが9mを超え、若しくは張り間が12mを超えるものにあつては、構造耐力上主要な部分である鋼材の接合は、高力ボルト接合としなければならない。
2. 地階を除く階数が3以下である鉄骨造の建築物(高さが31m以下のもの)で、高さが13m又は軒の高さが9mを超えるものは、許容応力度等計算、保有水平耐力計算、限界耐力計算又はこれらと同等以上に安全性を確かめることができるものとして国土交通大臣が定める基準に従った構造計算により安全性を確かめることができる。
3. 限界耐力計算において、暴風時に、建築物の構造耐力上主要な部分に生ずる力が、当該構造耐力上主要な部分の耐力を超えないことを確かめる場合、建築基準法施行令第87条に規定する風圧力によって生ずる力に1.6を乗じて計算しなければならない。
4. 指定構造計算適合性判定機関は、構造計算適合性判定を行うときは、構造計算適合判定資格者検定に合格した者又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者として国土交通省令で定める者で、国土交通大臣の登録を受けた者のうちから選任した構造計算適合性判定員に構造計算適合性判定を実施させなければならない。



### 問題 1 3

構造強度に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 炭素鋼を構造用鋼材として使用する場合、短期に生じる力に対する曲げの許容応力度は、鋼材等の種類及び品質に応じて国土交通大臣が定める基準強度と同じ値である。
2. 建築物の地上部分に作用する地震力について、許容応力度等計算を行う場合における標準せん断力係数は0.2以上又は0.3以上とするが、必要保有水平耐力を計算する場合における標準せん断力係数は、1.0以上としなければならない。
3. 高力ボルトの短期に生ずる力に対する引張りの許容応力度は、引張りの材料強度の  $\frac{2}{3}$  の値である。
4. コンクリートの引張りの許容応力度は、原則として、圧縮の許容応力度の  $\frac{1}{10}$  の値である。

### 問題 1 4

都市計画区域及び準都市計画区域内の道路等に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 道路法による道路として築造した幅員 6 m の道で地下におけるものは、建築基準法上の道路ではない。
2. 特定行政庁から位置の指定を受けた幅員 6 m の私道を廃止する場合は、特定行政庁の許可が必要である。
3. 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律による新設の事業計画のある幅員 6 m の道路で、2 年以内にその事業が執行される予定のものとして特定行政庁が指定したものは、建築基準法上の道路である。
4. 壁面線を越えて歩廊の柱を建築する場合は、特定行政庁の許可が必要である。

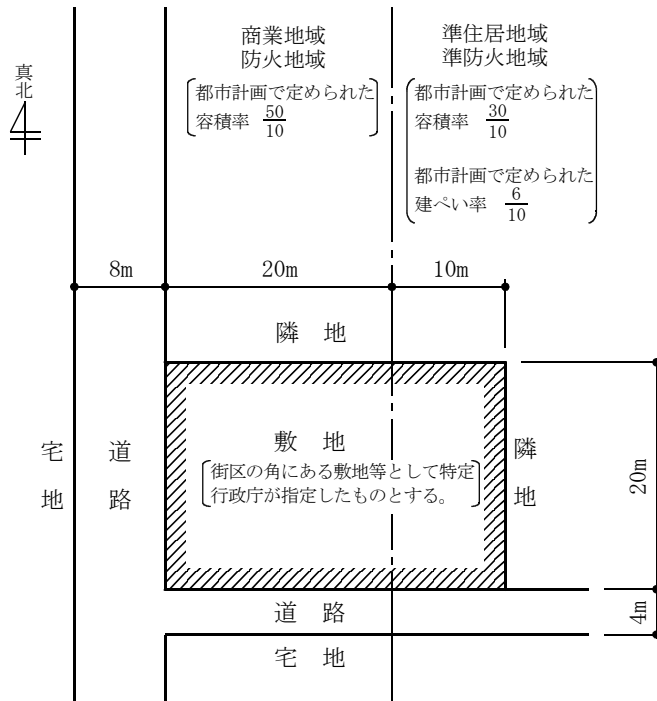
## 問題 15

建築物の用途の制限に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っているもの**はどれか。ただし、用途地域以外の地域、地区等の指定はなく、また、特定行政庁の許可等は考慮しないものとする。

1. 第一種低層住居専用地域内において、「延べ面積180㎡、地上2階建ての喫茶店兼用住宅(喫茶店の用途に供する部分の床面積60㎡)」は、新築することができる。
2. 田園住居地域内において、「延べ面積300㎡、地上2階建ての、地域で生産された農産物を材料とする料理を提供する飲食店」は、新築することができる。
3. 準工業地域内において、「延べ面積5,000㎡、平家建ての圧縮ガスの製造工場(内燃機関の燃料として自動車に充填するための圧縮天然ガスに係るもの)」は、新築することができる。
4. 工業地域内において、「延べ面積10,000㎡、地上3階建ての展示場」は、新築することができる。

問題 16

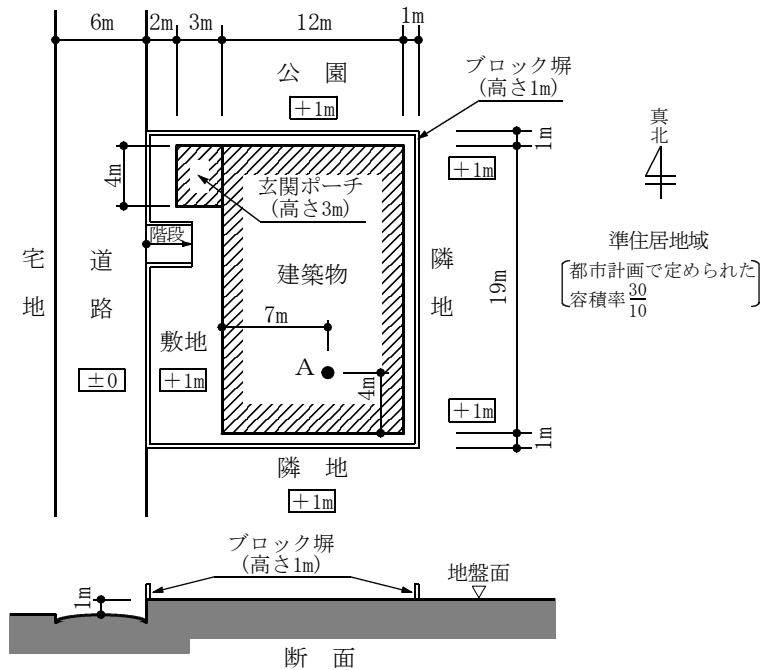
図のような敷地において、耐火建築物を新築する場合、建築基準法上、建築することができる「建築物の建築面積の最大値」と「建築物の延べ面積の最大値」との組合せとして、**正しい**ものは、次のうちどれか。ただし、建築物の用途は事務所とし、同法施行令第2条第1項第四号に掲げる建築物の部分、エレベーターの昇降路の部分は考慮しないものとする。なお、特定道路の影響はないものとし、図に記載されているものを除き、地域、地区等及び特定行政庁の指定等はないものとする。



	建築面積の最大値	延べ面積の最大値
1.	540 m <sup>2</sup>	2,240 m <sup>2</sup>
2.	540 m <sup>2</sup>	2,520 m <sup>2</sup>
3.	560 m <sup>2</sup>	2,240 m <sup>2</sup>
4.	560 m <sup>2</sup>	2,520 m <sup>2</sup>

問題 17

図のように、敷地に建築物を新築する場合、建築基準法上、A点における地盤面からの**建築物の高さの最高限度**は、次のうちどれか。ただし、図に記載されているものを除き、地域、地区等及び特定行政庁の指定等はないものとし、日影による中高層の建築物の高さの制限及び天空率に関する規定は考慮しないものとする。なお、建築物は、玄関ポーチ(高さ3m)の部分を除き、すべての部分において、高さの最高限度まで建築されるものとする。



□内の数値は前面道路の路面の中心からの高さを示し、玄関ポーチの高さ3m及びブロック塀の高さ1mは、地盤面からの高さを示す。

1. 27.75m
2. 27.50m
3. 24.00m
4. 21.50m

### 問題 18

防火地域及び準防火地域内の建築物に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 防火地域内においては、高さが3mの広告用の看板で、建築物の屋上に設けるものは、その主要な部分を不燃材料で造り、又はおおわなければならない。
2. 建築物が防火地域又は準防火地域とこれらの地域として指定されていない区域にわたる場合において、その建築物が防火地域又は準防火地域外において防火壁で区画されているときは、その防火壁外の部分については、防火地域又は準防火地域内の建築物に関する規定は適用されない。
3. 準防火地域内においては、延べ面積1,800㎡、地上3階建ての建築物(各階の床面積600㎡)で、各階を物品販売業を営む店舗の用途に供するものの主要構造部については、「耐火性能に関する技術的基準」に適合するものとするができる。
4. 準防火地域内においては、延べ面積600㎡、地上3階建ての建築物で、各階を診療所(患者の収容施設がないもの)の用途に供するものの主要構造部については、「準耐火性能に関する技術的基準」に適合するものとするはできない。

### 問題 19

地区計画又は建築協定に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 建築協定書の作成に当たって、建築協定区域内の土地に借地権の目的となっている土地がある場合、借地権を有する者全員の合意がなければならない。
2. 建築協定区域隣接地の区域内の土地に係る土地の所有者等は、建築協定の認可等の公告のあった日以後いつでも、当該土地に係る土地の所有者等の過半の合意により、特定行政庁に対して書面で意思を表示することによって、建築協定に加わることができる。

3. 地区計画の区域内において、特定行政庁は、予定道路の指定を行う場合においては、当該指定について、原則として、あらかじめ、その指定に利害関係を有する者の出頭を求めて公開による意見の聴取を行い、建築審査会の同意を得なければならない。
4. 市町村は、地区計画の区域内において、地区整備計画の内容として建築物の敷地面積の最低限度が定められた場合、条例で、これを制限として定めることができる。

## 問題 20

次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。ただし、特定行政庁の許可は考慮しないものとする。

1. 敷地が、第一種中高層住居専用地域内に350㎡、第二種低層住居専用地域内に650㎡、と二つの用途地域にわたる場合、当該敷地には、高等専門学校を新築することができる。
2. 都市計画区域内においては、ごみ焼却場は、都市計画においてその敷地の位置が決定していない場合であっても、特定行政庁が都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合においては、新築することができる。
3. 文化財保護法の規定によって重要文化財として指定された建築物であったものの原形を再現する建築物で、特定行政庁が建築審査会の同意を得てその原形の再現がやむを得ないと認めたものについては、建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定は、適用されない。
4. 特殊建築物については、その用途により、地方公共団体の条例で、建築物の敷地、構造又は建築設備に関して防火上の制限が附加されることがある。

## 問題 2 1

次の記述のうち、建築基準法及び建築士法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 特定行政庁が特定工程の指定と併せて指定する特定工程後の工程に係る工事を、工事施工者が当該特定工程に係る中間検査合格証の交付を受ける前に施工した場合、当該工事施工者は罰則の適用の対象となる。
2. 一級建築士でなければ行ってはならない建築物の設計及び工事監理を二級建築士が行い、工事が施工された場合、当該建築物の工事施工者は罰則の適用の対象とならないが、当該二級建築士は罰則の適用の対象となる。
3. 患者の収容施設がある地上3階、床面積300㎡の診療所(国、都道府県及び建築主事を置く市町村が所有し、又は管理する建築物を除く。)の所有者等は、当該建築物の敷地、構造及び建築設備について、定期的に、一定の資格を有する者にその状況の調査をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。
4. 建築士事務所の開設者は、事業年度ごとに、設計等の業務に関する報告書を作成し、毎事業年度経過後3月以内に当該建築士事務所に係る登録をした都道府県知事に提出するとともに、所定の業務に関する事項を記載した帳簿を備え付け、各事業年度の末日にその帳簿を閉鎖し、その翌日から15年間保存しなければならない。

## 問題 2 2

次の記述のうち、建築士法上、**誤っている**ものはどれか。ただし、指定事務所登録機関の指定は考慮しないものとする。

1. 建築士事務所を開設しようとする者は、設計等の業務範囲が複数の都道府県にわたる場合であっても、当該建築士事務所の所在地を管轄する都道府県知事以外の都道府県知事の登録を受ける必要はない。
2. 一級建築士は、他人の求めに応じ報酬を得て、建築物に関する調査を業として行おうとするときは、一級建築士事務所を定めて、その建築士事務所について、登録を受けなければならない。
3. 二級建築士は、一級建築士を使用する者で所定の条件に該当する場合であっても、一級建築士事務所の開設者となることができない。

4. 建築士事務所の開設者は、委託者の許諾を得た場合であっても、委託を受けた設計の業務を建築士事務所の開設者以外の個人の建築士に委託してはならない。

### 問題 23

次の記述のうち、建築士法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 一級建築士が虚偽又は不正の事実に基づいて免許を受けたことが判明したときは、国土交通大臣は、中央建築士審査会の同意を得たうえで、免許を取り消さなければならない。
2. 一級建築士が、工事監理者として、特定工程を含む建築工事において、中間検査合格証の交付を受けた後でなければ施工できない特定工程後の工程について、中間検査合格証の交付を受けずに工事が続行されることを容認した場合には、業務停止等の懲戒処分の対象となる。
3. 建築士事務所の開設者である一級建築士が、当該建築士事務所の登録期間が満了したにもかかわらず、更新の登録を受けずに他人の求めに応じ報酬を得て設計業務を業として行った場合には、業務停止等の懲戒処分の対象となる。
4. 建築士事務所の開設者である一級建築士が、管理建築士講習の義務づけに係る法改正の施行以前から当該建築士事務所に置かれていた管理建築士であって所定の経過措置の期限までに管理建築士講習の課程を修了していない者を、引き続き管理建築士として置いている場合には、業務停止等の懲戒処分の対象となる。



## 問題 2 4

次の記述のうち、消防法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 収容人員が30人の飲食店については、防火管理者を定めなければならない。
2. 小売店及び飲食店の用途に供する複合用途防火対象物の地階(床面積の合計500㎡)については、原則として、ガス漏れ火災警報設備を設置しなければならない。
3. 延べ面積300㎡の幼稚園については、原則として、自動火災報知設備を設置しなければならない。
4. 2階の収容人員が20人の病院については、原則として、当該階に避難器具を設置しなければならない。

## 問題 2 5

次の記述のうち、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」上、**誤っている**ものはどれか。

1. 特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定を申請する者は、所管行政庁に対し、当該申請に併せて、建築基準法の規定による確認の申請書を提出して、適合通知を受けるよう申し出ることができる。
2. 建築主等は、特定建築物の建築等及び維持保全の計画を作成し、所管行政庁の認定を受けなければならない。
3. 建築物特定施設の床面積が高齢者、障害者等の円滑な利用を確保するため通常の床面積よりも著しく大きい百貨店で、主務大臣が定める所定の基準に適合するものについては、特定行政庁の許可の範囲内において、建築基準法の所定の規定による容積率の限度を超えるものとすることができる。
4. 建築主等は、特定建築物の建築等及び維持保全の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請する場合は、その計画には、特定建築物の建築等の事業の実施時期を記載しなければならない。

## 問題 26

次の記述のうち、都市計画法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 開発区域の面積が20haの開発行為について開発許可を申請しようとする者は、あらかじめ、当該開発区域内に居住することとなる者に関する義務教育施設の設置義務者と協議しなければならない。
2. 市街化調整区域内において、農業用の温室の建築の用に供する目的で行う開発行為については、開発許可を受ける必要はない。
3. 都市計画区域内において、建築物の増築で当該増築に係る床面積の合計が10㎡であるものの用に供する目的で行う開発行為については、開発許可を受ける必要はない。
4. 開発許可を受けた者は、当該開発行為に関する工事が完了したときは、その旨を都道府県知事に届出を行うことにより、原則として、当該開発区域内の土地において、直ちに建築物を建築することができる。

## 問題 27

次の記述のうち、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」上、**誤っているもの**はどれか。

1. 都道府県耐震改修促進計画に記載された建築物集合地域通過道路等に敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の所有者は、所定の期限までに耐震改修を行わなければならない。
2. 床面積の合計が3,000㎡、地上3階建ての賃貸住宅(共同住宅に限る。)で既存耐震不適格建築物(要安全確認計画記載建築物でないもの)の所有者は、当該建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、耐震改修を行うよう努めなければならない。
3. 要安全確認計画記載建築物の所有者は、当該建築物について耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、耐震改修を行うよう努めなければならない。
4. 床面積の合計が800㎡、地上2階建ての病院で既存耐震不適格建築物(要安全確認計画記載建築物でないもの)の所有者は、当該建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、耐震改修を行うよう努めなければならない。

## 問題 28

次の事項のうち、**国土交通大臣が行う**ものはどれか。

1. 宅地造成等規制法による宅地造成工事規制区域内において行なわれる宅地造成に関する工事の許可
2. 都市再開発法による市街地再開発組合の設立の認可
3. 建築基準法による建築基準適合判定資格者の登録
4. 旅館業法によるホテル営業の許可

## 問題 29

次の記述のうち、関係法令上、**誤っている**ものはどれか。

1. 「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づき、住宅新築請負契約においては、請負人は、注文者に引き渡した時から10年間、住宅の構造耐力上主要な部分等の瑕疵(構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。)について、民法第634条第1項及び第2項前段に規定する担保の責任を負う。
2. 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づき、その施工に特定建設資材を使用する建築物の床面積200㎡の増築の工事(請負代金の額が4,000万円)で、当該建築物の増築後の床面積の合計が500㎡であるものの受注者は、原則として、分別解体等をしなければならない。
3. 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき、分譲事業者は、譲受人を決定するまでに相当の期間を要すると見込まれる場合においては、単独で長期優良住宅建築等計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。
4. 「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に基づき、建築主等は、エネルギー消費性能の向上のための建築物に設けた空気調和設備等の改修をしようとするときは、建築物エネルギー消費性能向上計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

### 問題 30

民法に規定する不法行為に関する次の記述のうち、最高裁判所の判例(平成19年7月6日判決)において示された判断に照らして、**最も不適当な**ものはどれか。

1. 不法行為責任が認められる以上、直接の建築請負契約を締結していない当該建築物の譲渡を受けた者であっても、設計者、施工者及び工事監理者に対して損害賠償請求ができる。
2. 建築物の設計者、施工者及び工事監理者は、建築物の建築に当たり、契約関係にない建築物の利用者や隣人、通行人等に対しても、建築物としての基本的な安全性が欠けることがないように配慮すべき注意義務を負う。
3. 建築物の設計者、施工者及び工事監理者は、注意義務を怠ったことにより、建築物としての基本的な安全性を損なう瑕疵がある場合には、特段の事情がない限り、これによって生じた損害について不法行為による賠償責任を負う。
4. 建築物の設計者、施工者及び工事監理者がその業務に関し、不法行為による賠償責任を負うのは、居住者等の生命又は身体を危険にさらすような建築物の基礎や構造躯体に瑕疵がある場合に限られる。